2　法第六十八条の五十七第一項第一号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、指定会社の同条第二項に規定する適用連結事業年度の連結所得の金額（以下この項において「指定会社連結所得金額」という。）のうち、指定会社連結所得金額と新関西国際空港株式会社の当該適用連結事業年度終了の日を含む連結事業年度（以下この項及び第五項において「新会社連結事業年度」という。）の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額（新関西国際空港株式会社の当該適用連結事業年度終了の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、新関西国際空港株式会社の当該事業年度の所得の金額）との合計額（当該新会社連結事業年度に同項に規定する個別欠損金額（当該新会社連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には当該連結欠損金額のうち新関西国際空港株式会社に帰せられる金額を加算した金額とし、新関西国際空港株式会社の当該適用連結事業年度終了の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には新関西国際空港株式会社の当該事業年度の欠損金額とする。以下この項において同じ。）が生じた場合には、指定会社連結所得金額から当該個別欠損金額を控除した金額）に百分の二十を乗じて計算した金額に相当する金額を超える部分の金額とする。

3　前項の指定会社連結所得金額は、法第六十八条の五十七第一項の規定を適用しないで計算した場合における同条第二項に規定する適用連結事業年度の連結所得の金額とする。この場合において、法人税法第八十一条の九第一項の規定及び同法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額（同法第五十九条第二項に係る部分に限る。）を計算する場合の法人税法施行令第百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第八十一条の九第一項第一号イ中「）」の規定」とあるのは「）並びに租税特別措置法第六十八条の五十七第一項（関西国際空港用地整備準備金）の規定」と、同号ロ中「第六十二条の五第五項」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに租税特別措置法第六十八条の五十七第一項（関西国際空港用地整備準備金）」と、同令第百五十五条の二第一項第二号中「譲渡）」とあるのは「譲渡）並びに租税特別措置法第六十八条の五十七第一項（関西国際空港用地整備準備金）」と、「）の規定」とあるのは「）並びに租税特別措置法第六十八条の五十七第一項）の規定」とする。

4　法第六十八条の五十七第二項に規定する政令で定める日は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行令第五条第二号に規定する貸付期間の満了の日とする。

5　新関西国際空港株式会社は、新会社連結事業年度（第二項の適用連結事業年度終了の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）終了後遅滞なく、指定会社に対し、新関西国際空港株式会社の当該新会社連結事業年度の同項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を通知しなければならない。

6　法第六十八条の五十七第一項、第四項、第五項、第九項又は第十一項の規定の適用がある場合において、指定会社の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、法第六十八条の五十七第一項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に、法第六十八条の五十七第四項、第五項、第九項又は第十一項の規定により益金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額に、それぞれ含まれるものとする。

第三十九条の八十五の二を削る。

第三十九条の八十九第一項中「法第六十八条の六十二の二第一項及び第五項の規定を適用しないで計算した場合の」及び「並びに第六十八条の六十二の二第一項」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第八十一条の九第一項の規定及び同法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額（同法第五十九条第二項に係る部分に限る。）を計算する場合の法人税法施行令第百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第八十一条の九第一項第一号イ中「）」の規定」とあるのは「）並びに租税特別措置法第六十八条の六十二第一項及び第二項（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）の規定」と、同号ロ中「第六十二条の五第五項」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに租税特別措置法第六十八条の六十二第一項及び第二項」と、同令第百五十五条の二第一項第二号中「譲渡）」とあるのは「譲渡）並びに租税特別措置法第六十八条の六十二第一項及び第二項（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）」と、「）の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の六十二第一項及び第二項）の規定」とする。

第三十九条の九十第一項及び第二項を削り、同条第三項中「営んでいた」を「行っていた」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　法第六十八条の六十三第一項に規定する政令で定める事業は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に規定する地区以外の地域において行われる当該各号に定める事業とする。

一　法第六十八条の六十三第一項の表の第一号の中欄に掲げる地区において同号の下欄に掲げる事業が行われる場合　沖縄振興特別措置法施行令第十一条第二項第三号イからトまでに掲げる業務に係る事業

二　法第六十八条の六十三第一項の表の第二号の中欄に掲げる地区において同号の下欄に掲げる事業が行われる場合　当該地区において行われる事業が沖縄振興特別措置法施行令第二十一条第二項第五号イからハまでに掲げる事業のいずれに該当するかに応じそれぞれ同号イからハまでに定める業務に係る事業

三　法第六十八条の六十三第一項の表の第三号の中欄に掲げる地区において同号の下欄に掲げる事業が行われる場合　沖縄振興特別措置法施行令第二十六条第二項第六号イ及びロに掲げる業務に係る事業

第三十九条の九十第四項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項の」を「第三項の」に改め、「、法」の下に「第六十八条の五十七第一項、第六十八条の六十二第一項及び第二項、」を、「第六十八条の六十三第一項」の下に「、第六十八条の六十四第一項、第六十八条の六十五第一項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に、「以外の事業に係る」を「に係る所得以外の」に改め、「、使用人の数」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第六十八条の六十三第四項」を「第六十八条の六十三第五項」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に改め、同項第二号中「営む」を「行う」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　法第六十八条の六十三第一項の表の各号の中欄に規定する地区又は地域に変更があつた場合には、当該変更により新たに当該地区又は地域に該当することとなつた地区に係る当該各号の上欄に掲げる連結法人についての同項に規定する指定の日は、その新たに該当することとなつた日とする。

第三十九条の九十第十項中「前項」を「第八項」に改め、同条第十一項中「第九項」を「第八項」に改める。

第三十九条の九十の二第四項中「、法」の下に「第六十八条の五十七第一項、第六十八条の六十二第一項及び第二項、」を、「第四項、」の下に「第六十八条の六十四第一項、第六十八条の六十五第一項、」を加える。

第三十九条の九十の三第二項中「、法」の下に「第六十八条の五十七第一項、第六十八条の六十二第一項及び第二項、」を、「第四項、」の下に「第六十八条の六十四第一項、第六十八条の六十五第一項、」を加える。

第三十九条の九十一第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第八十一条の九第一項の規定及び同法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額（同法第五十九条第二項に係る部分に限る。）を計算する場合の法人税法施行令第百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第八十一条の九第一項第一号イ中「）」の規定」とあるのは「）並びに租税特別措置法第六十八条の六十四第一項（農業経営基盤強化準備金）の規定」と、同号ロ中「第六十二条の五第五項」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに租税特別措置法第六十八条の六十四第一項」と、同令第百五十五条の二第一項第二号中「譲渡）」とあるのは「譲渡）並びに租税特別措置法第六十八条の六十四第一項（農業経営基盤強化準備金）」と、「）の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の六十四第一項）の規定」とする。

第三十九条の九十一第三項中「及び」を「又は」に改める。

第三十九条の九十二第三項に後段として次のように加える。